原子力・放射線教育、放射線副読本反対政府交渉にご参加ください！

3月27日(月)13時～14時半　参議院会館B108

**主催：　原子力資料情報室・地球救出アクション97　（福島みずほ議員紹介）**

**13：00　打合せ**

連絡は

メール[minako-i@estate.ocn.ne.jp](mailto:minako-i@estate.ocn.ne.jp)

090－7090－1857稲岡

**13：30～14：00　原子力委員会**

**14：30～16：00　文科省**

**～16：30　まとめ**

**文科省と原子力委員会への質問書に賛同を！団体賛同お願いします。**

文部科学大臣 永岡 桂子 様

**「原子力教育」ではなく､「気候・エネルギー教育（仮）」を！**

**「放射線副読本」を撤回し、放射線教育「出前授業」「教職員研修」中止を！**

**福島原発事故を二度と起こさない教育を！（3月27日）**

原子力資料情報室

地球救出アクション９７

連絡先：稲岡美奈子　大阪府松原市一津屋４－９－６　[minako-i@estate.ocn.ne.jp](mailto:minako-i@estate.ocn.ne.jp)

**1．「原子力利用に関する基本的考え方(改定)」について**

「GX実現に向けた基本方針」（２０２３年２月１０日閣議決定）とともに、1月下旬、パブコメを締め切られた「原子力利用に関する基本的考え方(改定)」(原子力委員会)には、｢原子力教育の強化｣が書かれています。すなわち、「基本的目標と重点的取り組み」の最後（ｐ30）に以下のように書かれています。

初等中等教育段階においては、既に放射線副読本やエネルギー副読本などが配布されているほか、日本原子力学会によって、教科書での原子力に関する記載に対する提言も行われるなど、放射線やエネルギーに関する理解を深める取り組みが進められている。今後はこれらの取り組みを通じた原子力･放射線教育の一層の充実が期待される。

**質問1　上記文書の原子力学会による(文科省への)提言について**

（1）原子力を推進するような、教科書に関する提言の日時と内容を示してください。

（2）その提言は、学習指導要領に反映されたと理解していますが、反映された部分を示して下さい。

（3）福島原発事故後にも、学習指導要領の改定（平成２９．３０改訂、現行）があり、原子力や放射線に関する変更があったと理解していますが､その部分を示してください。また、学習指導要領解説等で「放射線に関する教育」はどのように指示されていますか。

（4）現行学習指導要領解説総則編には、付録６｢教科横断的教育｣の例示に｢放射線に関する教育｣が入れられていますが、それは福島原発事故に対応するためのものですか。

これを、もっと、広い世界的課題として、例えば｢気候･エネルギー教育｣としなかった理由を教えてください。

（5）放射線副読本を含む放射線教育が､2013年度から担当部署が代わり、研究開発局から初等中等局(教育課程課)に移りました。その理由、経過を教えてください。

なお、移行前には､学校支援助成事業の名称は､はじめの｢原子力教育｣から変わって｢環境･エネルギー教育｣となっていました。また、予算は｢電源特会｣でした。

（6）原子力学会は教科書改訂ごとに､教科書を全部点検し､文科省に申し入れを行っているのではありませんか。文科省はそれにどのように対応していますか。また、教科書検定の注意書きを、原子力学会の点検結果を考慮して、変更しましたか。

(例えば、原子力等の電源の良い点、悪い点が全ての教科書に列記されるようになった等の事実を確認しています。)

（7）「原子力利用に関する基本的考え方(改定)」によると、原子力委員会は｢放射線副読本｣を、原子力推進の手段と捉えているように受け取られますが､現在、文科省は｢放射線副読本｣の目的を「原子力･放射線教育の一層の充実」と考えていますか。

（８）福島原発事故は国の非常事態宣言が継続しており、人類史上に残る深刻な事件です。そして、いじめだけではなく深刻な人権侵害があることを国連人権委員会も認めています。この事故の深刻さを子ども達に伝え、将来も原発事故を起こさない教育を行うべきではありませんか。方針を教えてください。

（９）現在も文科省HPに置かれ、学校で使うよう推奨されている「放射線副読本」は福島事故汚染水の海洋放出を子ども達に認めさせるような記述となっています。また、事故の深刻さよりも「復興」を強調する記述となっており、福島事故を起こしてしまった国の学校教育として不適切です。

したがって、「放射線副読本」を撤回してください。放射線教育「出前授業、教職員研修」を止めてください。そうできないとしたら、理由を教えてください。

（１０）「GX実現に向けた基本的方針」で主電源とするとされた「再エネ」教育ではなく、「原子力教育」だけに力を入れるのは学校教育として不適切ではありませんか。

**質問2　初等中等局事業｢放射線教育｣の出前授業と教職員研修について**

委託先からの成果報告書があると考えられます。1つの年度(できれば、2022年度)でも開示してください。

**2．温暖化防止・再エネへのエネルギー大転換と学校教育の役割について**

　世界は地球温暖化防止、再エネへのエネルギー大転換、地球環境の保護のために大きく踏み出しています。私たちは､原発への回帰、石炭火力の温存等の姿勢に厳しく反対しますが、「GX実現に向けた基本方針」は、地球温暖化防止、再エネへの大転換という世界の潮流に合流することを目指すものと考えられます。

　世界と日本のエネルギー大転換は地球温暖化の影響を抑え、子ども・若者達のために地球を守るものであると同時にその大転換が産業構造などを変え、子ども・若者達に重い負担となると考えられます。したがって、若い世代の合意と自主的参加なしには実行できません。最も影響を受ける子ども・若者たちが自分たちで学び、討論し、考え、決定することが必要です。

学校教育においても､世界の公平な情報にアクセスし、話し合い、考え、行動することが保障されるべきです。エネルギー大転換には欠かせないことです。「気候･エネルギー教育（仮）」をそのような内容に育てていくべきであり、総合的な学習や教科･教科横断的教育等、様々な形で行うべきで、予算も投入すべきです。

**質問１**　文科省は「GX実現に向けた基本方針」をどのように考えていますか。地球温暖化防止を最も深刻な課題と捉えていますか。

**質問２**　原子力を使うことを教える「放射線教育」を止めて､再エネへのエネルギー大転換を担う子ども・若者を育てる「気候･エネルギー教育（仮）」に大きく踏み出してください。できない場合は理由を説明してください。

**質問３**　「気候･エネルギー教育（仮）」に大きく予算を付けてください。その内容、やり方について市民団体、学会、教職員団体などと公開の協議を行ってください。子ども・若者たちの意見を聞いてください。できない場合は理由を説明してください。

**質問４**　世界の公平な資料を学校で使えるようデータ・バンクを作ってください。少なくとも、SDGsとともにIPCCの最新報告書(政策担当者向け要約)を学校現場に届け、推奨すべきではありませんか。

**質問５**　世界中の子ども・若者たちが温暖化防止の政策を求めて行動していますが、日本では、まだ、小規模な活動があるだけです。子ども・若者たちが世界の課題に関心を持つような教育を重視すべきではありませんか。それが、日本のエネルギー大転換にも貢献するのではありませんか。

原子力委員会委員長　上坂　充　様

2023年3月27日

原子力資料情報室

地球救出アクション９７

連絡先：稲岡美奈子　大阪府松原市一津屋４－９－６　[minako-i@estate.ocn.ne.jp](mailto:minako-i@estate.ocn.ne.jp)

**原子力教育ではなく、地球温暖化防止、エネルギー問題全体を考える教育を！**

「GX実現に向けた基本方針」（２０２３年２月１０日閣議決定）とともに、1月下旬、パブコメを締め切られた「原子力利用に関する基本的考え方(改定)」(原子力委員会)には、｢原子力教育の強化｣が書かれています。すなわち、「基本的目標と重点的取り組み」の最後（ｐ30）に以下のように書かれています。

初等中等教育段階においては、既に放射線副読本やエネルギー副読本などが配布されているほか、日本原子力学会によって、教科書での原子力に関する記載に対する提言も行われるなど、放射線やエネルギーに関する理解を深める取り組みが進められている。今後はこれらの取り組みを通じた原子力･放射線教育の一層の充実が期待される。

　「GX実現に向けた基本方針」は、政府の地球温暖化防止への決意を表明したものと考えます。そうであるならば、原子力発電の無理な利用が、温暖化防止と日本の現在と将来にとって、最適であるのかどうか、国民・市民、子ども・若者たち、専門家、全ての知恵を集め、考え、話し合って、決めなければなりません。

質問1　この時に、原子力に偏った教育の推進を、国の機関が「期待する」ことは不適切と考えられます。原子力学会も文科省に圧力をかけることは慎むべきです。文書の上記部分を撤回すべきと考えますが、如何ですか。

また、学校教育への介入を推奨するような貴委員会の意図を説明してください。

質問2　GX束ね法案の中に原子力基本法があり、その基本法の「目的」に「温暖化防止」が書き込まれ、さらに法文には原子力利用関連事項が詳しく述べられています。これらは、既に書かれている「科学と産業」に含めることができ、基本法として不釣り合いで不都合と考えますが、いかがですか。